

小型特殊自動車の登録について

トラクターやフォークリフトなどの特殊自動車も軽自動車税の対象となることをご存知ですか。田畑や作業場等においてのみ使用され、道路の走行が無い場合であっても、軽自動車税のナンバー標識の交付を受ける必要があります。

地方税法により、軽自動車税は所有していることに基づいて課税されるため、所有者の方は忘れずに届出をして下さい。

また、車両を廃車（一時使用中止等は廃車にできません）にした際には、直ちにナンバー標識を返納する届出をして下さい。

車両区分	特殊作業用	農耕作業用								
種類	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、タイヤ・ドーザ、アスファルト・フィニッシャ、ダンパ、モータ・スイーパー、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操行する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	農耕用トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車								
規格	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">車両の長さ</td> <td style="text-align: center;">4.7メートル以下</td> </tr> <tr> <td>車両の幅</td> <td style="text-align: center;">1.7メートル以下</td> </tr> <tr> <td>車両の高さ</td> <td style="text-align: center;">2.8メートル以下</td> </tr> <tr> <td>最高速度</td> <td style="text-align: center;">時速15キロメートル以下</td> </tr> </table>	車両の長さ	4.7メートル以下	車両の幅	1.7メートル以下	車両の高さ	2.8メートル以下	最高速度	時速15キロメートル以下	農耕作業用は大きさの要件がなく、最高速度が時速35キロメートル未満であり、 乗用装置があるもの は小型特殊自動車となります。
車両の長さ	4.7メートル以下									
車両の幅	1.7メートル以下									
車両の高さ	2.8メートル以下									
最高速度	時速15キロメートル以下									
税額	5,900円	2,400円								

◎営業や農業に使用した車両の軽自動車税は、確定申告等の収支計算上、必要経費に計上できます。

届出に必要なもの

車両情報（車名・車台番号・型式・排気量など）の確認ができるもの、認め印鑑

お問い合わせ先：鱒ヶ沢町役場 税務町民課 課税班（内線134）